



日本共産党議員団は、国1件、府2件の計3件の意見書(案)を提出しました。

下記の2件の意見書は、議会最終日(31日)に議案として上程されます。なお、府に対する「カジノ誘致を申請せず、くらしや福祉の充実を求める」意見書(案)は、議会運営委員会で否決となり、上程されないことに決まりました。

国に対し、大阪府北部地震や台風21号の被災者への支援を求める意見書(案)

大阪北部地震や台風21号は、多くの家屋にも多大な被害を広げている。

自然災害により、生活基盤に大きな被害を受けた被災者に被災者生活再建支援金を支給する「被災者生活再建支援法」は、1995年に発生した阪神・淡路大震災をきっかけに制定され、その後、支援金は、住宅の「全壊」で最大300万円まで引き上げられた。

しかし、いまだに住宅の「一部損壊」は「生活再建支援法」の適用対象から外されている。

6月に発生した大阪北部地震では、住宅の「一部損壊」は3万4000棟(7月19日)を超え、その後に発生した台風21号ではさらに被害が拡大している。「一部損壊」であっても、屋根の損壊、瓦のずれなどの修繕費用に数百万円かかる例もあり、放置すれば雨漏りで屋内が傷んで住めなくなるなど、被害状況は深刻である。こうした多額の改修費用がかかる一部損壊世帯に対し支援が必要である。

大阪北部地震では、高槻市、枚方市、茨木市と箕面市で住宅の「一部損壊」への支援制度が実施されたが、支援のない自治体もあり地域間格差が生じている。

国は、早急に、「生活再建支援法」の基準の見直しを行い、「一部損壊」についても適用対象とし、被災者への支援にあたるべきである。

大阪府の木造住宅耐震改修補助制度の拡充を求める意見書(案)

6月18日の大阪府北部地震と、平成30年台風第21号により、大阪府内でも住宅等に多大な被害が生じています。

特に、耐震工事が未実施の住宅において大きな被害が見られ、今後の災害に備えるためにも、住宅の耐震化を促進することは急務です。

現在、大阪府の木造住宅耐震改修補助制度は、建築基準法が改正される1981年5月31日以前に建築されたものが対象となっています。

しかし、今回の大阪府北部地震においては、1981年6月以後に建築された住宅においても多くの「一部損壊」等の被害が発生し、一日も早い住宅と生活の再建が必要となっています。そのため京都府では、木造住宅耐震改修補助制度の要件を緩和し、1981年6月以降の建物にも対象を拡大し、屋根の軽量化や壁の補強など簡易な耐震改修とあわせて復旧を行う場合について、費用の5分の4(上限30万~40万)の補助を受けられるようにしました。

大阪府においても、住宅の耐震化を促進し、大阪府北部地震等の被災者の一日も早い住宅と生活の再建を支援するため、府の木造住宅耐震改修補助制度を次のように拡充することを強く求めます。

(1) 1981年6月以降の新耐震基準で建築された住宅も補助の対象とすること。

(2) 屋根の軽量化や壁の補強など簡易な耐震改修工事も補助の対象とし、大阪府北部地震等の被害の補修とあわせて利用できるようにすること。

お知らせ

審議会等の予定

交野市教育総合会議

10月30日(火) 9:30~

学校教育適正化について 他

市役所本庁3階 第2委員会室

傍聴 定員5人

第3回 交野市地域公共交通検討委員会

11月2日(金) 10:00~12:00(予定)

市役所別館3階 中会議室

傍聴 定員10名

第4回 公共施設の再配置に関する市民ワークショップ

11月16日(金) 午後7時から9時

市役所別館3階 中会議室

傍聴 可

